

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援 I

既定経費対応

④ 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費

- I 介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助
- II 風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置に必要な費用について補助

■補助対象施設 ①～③は全ての介護施設等、④は入所系の介護施設等

■補助率 国2／3、都道府県1／3

■補助上限額 ①～③は設定なし（都道府県が認める額）

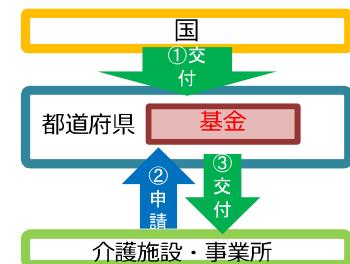
④は1施設あたり、I：432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限） II：4,000円/m²

■補助実施主体 都道府県

■活用財源 地域医療介護総合確保基金



■補助の流れ



※ 機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援Ⅱ

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、**多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する。**

■補助内容

介護施設等の多床室の個室化に要する改修費

事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化（※）に要する改修費について補助

※可動の壁は可

※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

■補助率

定額補助

■補助上限額

1定員あたり97.8万円



※機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象

高齢者施設の感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

新

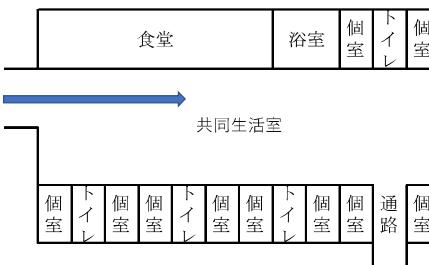
既定経費

○ 新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点から、生活空間等の区分けを行うゾーニング環境等の整備の支援を行う。

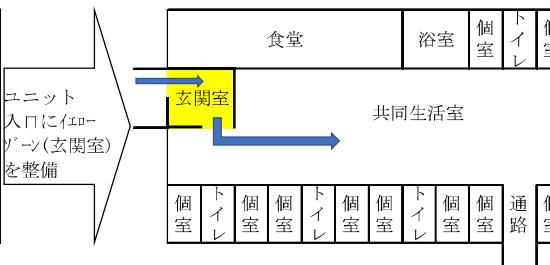
- ① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング
- ② 従来型個室・多床室のゾーニング
- ③ 2方向から出入りできる家族面会室の整備

① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング（新設、改修） 補助上限額：1,000千円／箇所

<現状>



<今後>

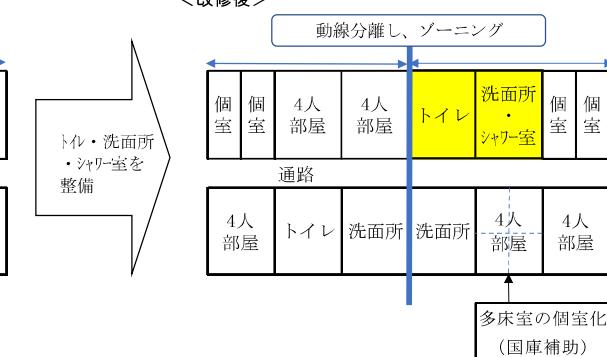


② 従来型個室・多床室のゾーニング（改修） 補助上限額：6,000千円／箇所

<現状>



<改修後>



③ 2方向から出入りできる家族面会室の整備（新設・改修） 補助上限額：3,500千円／施設

